

令和7年4月1日

招聘依頼業者 各位

病院長 西村 善博

「招聘依頼状」の取り扱いについて

みだしの件について、令和7年4月1日より、院内の講演会等に係る規定が一部変更となりましたので下記のとおり通知します。

記

1 提出期限

「講師等依頼書」及び「招聘依頼状（プログラムを含む）」を講演会等開催日の2週間前までに管理部経営管理課人事係まで提出してください。

なお、上記期限までに提出がない場合、理由の如何に関わらず、招聘許可証の発行ができませんのでご注意ください。

※「講師等依頼書」は病院ホームページに掲載しています。

2 年度内開催回数の上限

年度内開催回数は、24回を上限とします。ただし、職員からの事前申出により、病院長が特別に必要と認めた下記の場合は、上限回数を超えることができます。

- (1) 国、地方公共団体などの公立・公的機関及び学会からの依頼に基づくもの
- (2) 地域の医療機関、医師会など地域連携に関わる組織からの依頼に基づくもの
- (3) 無償（実費弁償除く。）のもの、かつ兵庫県内で開催されるもの

3 その他

年間（年度単位）の報酬・謝金の合計額（実費弁償を除く。）が、500万円（税込）を超える場合は承認できませんのでご了承ください。